

山梨県社会福祉審議会次第

日 時	平成16年2月20日(金)
	午後1時30分～
場 所	ベルクラシック甲府

1 開 会

2 福祉保健部長あいさつ

3 委員長あいさつ

4 新任委員紹介

5 議 事

1) これまでの経緯について

2) 「山梨県福祉基本計画」(仮称)骨子案について

3) その他

6 その他

7 閉 会

これまでの経緯

- 「地域福祉支援計画」から「福祉基本計画」（仮称）へ -

平成12年4月、社会福祉法の改正により、「地域福祉の推進」が社会福祉法の基本理念の一つに位置づけられ、市町村は「地域福祉計画」（第107条）を、都道府県は「地域福祉支援計画」（第108条）を策定することが明文化された。

平成15年4月、これら2つの条文の施行に伴い、全国の都道府県や市町村において、計画策定への動きが本格化してきた。

本県においても、平成14年度、厚生労働省の基本方針の提示を受けて、庁内に連絡会議及び作業部会を組織し、市町村における地域福祉計画の策定を促すための「市町村地域福祉計画策定ガイドライン」策定について検討を開始し、昨年4月に、当社会福祉審議会の審議を経てガイドラインを策定した。

上記ガイドラインについて、市町村への説明会を開催し提示した後、「地域福祉支援計画」の検討を開始し、昨年8月、骨子案について、当社会福祉審議会で審議いただいた。

他方、平成15年度に入り、新長期計画の策定作業と併せて、全庁的に「各種行政計画の見直し」が行われ、企画部総合政策室の主導のもと、調査票の提出やヒアリングの実施を経て、「策定の続行」「策定の凍結」「整理統合」「廃止」などの処理方針が決定された。

その結果、「地域福祉支援計画」については、次のとおりとされた。

- 1) 単に、「地域福祉支援計画」としてだけでなく、地域福祉の視点から、新長期計画の福祉部門における部門計画として、今後、福祉行政が進むべき方向性を示す総合的な計画として、平成16年度までに策定する。
- 2) 地域主権の考え方にに基づき、福祉分野における、県や市町村などの役割分担の明確化を図る。